

63000

00667

告
示

示

昭和二十二年十二月三十日 火曜日
第千八百七十一號

本書ノ大キサヘ國定規格A列5

◇鳥取縣告示第五百六十四號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により氣高郡勝部村長及氣高郡小鶴河村長並日野郡米澤村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十二月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年十二月三十一日より

止

生 石 (單位一貫俵入)

種 別

特選品(酸化カルシウム分九〇%以上含有のもの)

一等品(同)

二等品(同)

八〇%同

七〇%同

同

五八、四〇

五六、七〇

六一、二〇

六二、九〇

◇鳥取縣告示第五百六十五號

動力糞摺糞免許證を次の者に對し下付した。

昭和二十二年十二月三十日

免許番號 住 所 氏 名 生年月日

一七〇五 東伯郡下北條 弓原農事實行組合 岩本勝利 明治三十九年十二月五日

弓原六二三

岩本勝利

明治三十九年

十二月五日

年

◇鳥取縣告示第五百六十六號

物價統制令第四條の規定により鳥取縣產石灰及び消石灰の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年十二月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

製造業者の卸賣 卸賣價格

價格の統制額

の統制額

小賣價格

六二圓一〇

七〇圓七〇

七二圓四〇

年

三等品 同

六〇%同

四六、九〇

五五、五〇

五七、一〇

等外品（特選品、一等品、二等品、三等品に該當しないもの）
鉛灰
（硫酸カルシウム分七〇%以上を含有し純白のもの）

五六、一〇

五五、〇〇

四五、〇〇

四四、〇〇

特選品（酸化カルシウム分七〇%以上を含有し純白のもの）
一等品 同

六六、四〇

七五、〇〇

七六、七〇

七三、一〇

二等品（同）
（硫酸カルシウム分五〇%以上を含有するもの）
二等品 同

五〇%同

五五、九〇

六四、五〇

六六、二〇

三等品（同）
（硫酸カルシウム分四〇%以上を含有するもの）
三等品 同

四〇%同

四九、七〇

五八、二〇

五九、九〇

等外品（特選品、一等品、二等品、三等品に該當しないもの）
製造業者
（硫酸カルシウム分七〇%以上を含有するもの）
製造業者 同

五六、七〇

五八、一〇

五九、五〇

四六、三〇

一、製造業者の卸賣價格の統制額は製造業者工場渡しの
價格であつて、卸賣價格の統制額及び小賣價格の統制
額は各々賣主の協議によつて決定した場所渡しの
價格である。二、製造業者以外の販賣業者は、直接製造業者から買受
けた場合であると卸賣業者から買受けた場合であると
を問わず常に製造業者の工場から各々買主、賣主の協
議によつて決定した引渡し場所迄の運賃諸掛の實費を
支拂ふことができる。三、買主が卸賣業者又は輸出業者に指定した場合は
本表統制額に一〇%以内の額を加算することができる。四、酸化カルシウム分九五%以上を含有する生石灰又
は酸化カルシウム分七〇%以上を含有する硫石灰は
各特選品の五%上げとする。五、本表統制額は、麪燒のもの、價格であつて素燒のも
のは本表統制額の三%下げる。六、バラのものは本表統制額から二圓三五錢を控除容
量比率によつて算出して得た額とする。七、本表統制額は日本總局方に該當するものには、これ
を適用しない。

63000

昭和二十二年十二月三十日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町 取
印 諸 所 鳥取縣鳥取市東町 取
印 諸 所

縣